



《会計・税務の知識》震災で自動車に被害を受けられた方へ

はじめに、この度の東日本大震災により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

今後の復興に必要な足となる自動車について、どのような手当てがなされているのでしょうか。今回は自動車に係る税務を整理していきたいと思えます。

1. 自動車にかかる税金

自動車重量税：取得時、車検時にかかる税金

自動車取得税：取得時にかかる税金

自動車税：自動車の所有者にかかる税金

2. 被災自動車とは

被災自動車とは、海水に浸り使用できなくなったもの、車体が破損してしまい使用できなくなったもの、津波で流されてしまい行方が分からなくなったもの等により、永久抹消登録等の手続を行った自動車をいいます。

3. 被災自動車にかかる税金

被災自動車には、当然自動車税は課されません。仮に納税通知書が送られてきた場合には、都道府県庁（市区町村役所）にお問い合わせください。

また、既に納付した自動車重量税のうち、3月11日から車検期間満了日までの税金については還付されることとなります。

なお、申請期限は平成25年3月31日までですので注意が必要です。

4. 被災した自動車を買替えた場合の税金

①自動車取得税、自動車税について

被災自動車の所有者の方が、平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に、自動車を新たに取得した場合、その自動車が代替自動車と認められれば、自動車取得税は非課税となります。

また、代替自動車にかかる自動車税についても平成23年度から平成25年度までの各年度分が非課税となります。

なお、代替自動車とは、被災自動車と代替性が認められる自動車のことで、自家用から営業用など用途が変更される場合には、代替とは認められないため注意が必要です。

②自動車重量税について

被災自動車の使用者の方が、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に、代替自動車を

取得して、車検証の交付を受ける場合には、自動車重量税は免除されます。

また、3月11日から4月26日までに既に代替自動車を取得し、自動車重量税を納付された方は、その納付額について還付を受けることができます。具体的には、運輸支局等からその旨の証明書の交付を受け、所轄の税務署に提出します。なお、申請期間は納付日から1年以内ですので注意が必要です。

5. 所得税等の取扱い

日常生活で使用する自家用車が被災し損失が生じた場合には、雑損控除として所得金額から控除することができます（車のみではなく、他の財産から生じた損失も雑損控除の対象となります。）。

控除できる金額は、以下のうちいずれか多い金額となります。

①損失額－所得金額×1/10

②損失額のうち災害関連支出(*)の金額-5万円

(*)災害により滅失した車両等を除去するための費用等です。

この雑損控除の金額については、平成22年分所得（昨年分所得）で適用することができます。さらに、平成22年分所得から控除しきれない損失額については5年間にわたって繰り越すことができます。

なお、個人事業主の方の事業用の車両が被災した場合、平成22年分の事業所得の計算上必要経費に算入することができます（5年間の繰越が可能）。

6. 自賠償保険等の取扱い

自賠償保険の保険料について、通常は解約の申出日から返還金額を算定しますが、被災自動車の場合は、震災日の翌日（3月12日）より返還金額が算定されることとなります。

7. 結び

これらの制度の適用を受けるためには、運輸支局又は軽自動車検査協会において、永久抹消登録等の手続を行ったうえで申請する必要があります。詳しくは、ナンバープレートを所轄する運輸支局又は軽自動車検査協会にお問い合わせください。

また、今回は、現行の取扱いをまとめましたが、新しい情報が入りましたら別途お知らせいたします。

（担当：塚越 大紀）